

解説

PwC あらた監査法人 公認会計士 富田 真史

IFRSをめぐる動向 第77回 IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビュー結果を受けた修正案の検討状況

(32頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBによるIFRS第8号「事業セグメント」に関して予定されている狭い範囲の修正の検討状況について取り上げます。IASBはIFRS第8号の適用後レビュー(Post-implementation review)を実施し、2013年7月に報告書とフィードバック・ステートメントを公表のうえ、追加的な調査を行ってきました。そして2015年5月のIASB会議において、適用後レビュー手続の結果として識別された論点に対応するべく、狭い範囲の修正を行うことが提案されました。以下では、IFRS第8号の適用後レビューの結果、検討が必要として識別された論点について、その概要を確認するとともに、現在予定されている修正の概要について紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. IASBによる適用後レビューの概要

IASBによる適用後レビューとは、国際財務報告基準(IFRS)の開発や大規模な修正の過程で議論の多かった論点などを対象に、基準が意図したとおりに機能しているかどうかを確認するための仕組みで、通常、基準の新たな要求事項が国際的に2年間適用された後に開始するとされています。IFRS第8号の適用後レビューは、2012年7月より手続きが開始され、2013年7月に実施結果に関する報告書とフィードバック・ステートメントが公表され、完了しました。

適用後レビューの結果、IFRS第8号はおおむね期待されたとおりに機能しているという結論となりましたが、限定的な領域についてはさらに調査が必要とされました。

3. 適用後レビューの結果を受けたIFRS第8号の修正

(1) フィードバック・ステートメントで取り上げられた論点

適用後レビューの実施結果を受けて2013年7月に公表されたフィードバック・ステートメントでは、IFRS第8号の改善や修正のために調査を進めるべきとして、いくつかの論点を取り上げられています。次の(図表1)は、フィードバック・ステートメントで取り上げられた論点と、各論点に関連する市場関係者等からのIFRS第8号の改善に関する提案です。2014年以降、IASBにお

いてこれらの論点に関するリサーチが進められました。なお、各々の論点の顛末については、
 (2)IFRS 第8号に関する修正提案の概要の(図表2)を参照ください。

(図表1)フィードバック・ステートメントで取り上げられた論点と市場関係者等からの提案

取り上げられた論点	市場関係者等からの提案
導入ガイダンスに関する要望事項	
(A) CODM について ・ 最高経営意思決定者（Chief Operating Decision Maker：以下、CODM）の概念は、混乱を招くとともに時代遅れ ・ CODM を識別することは実務上困難	CODM に関してより多くのガイダンスを提供すべき。もしくは、より一般的な用語（たとえば「主要な経営幹部」など）に置き換えるべき
(B) 調整表(*1)の作成 ・ 調整金額の表示方法や調整表の開示方法について不明確 ・ 調整表の理解が難しい	調整表の例を含めた適用ガイダンスを作成すべき
開示の改善に関する要望事項	
(C) トレンド情報の有用性 ・ セグメントの区分方法が変更されると、投資家にとって有用な企業のトレンド情報が失われてしまう	組織再編が行われた場合には、3年から5年分のセグメント別の比較情報を修正して開示すべき
(D) 報告項目の比較可能性 ・ 企業によって「経営成績」や「営業キャッシュ・フロー」についての定義が異なるケースが多く、セグメント情報で報告される項目が他社と比較可能でない	投資家が独自で経営成績やキャッシュ・フローの小計を算定できるように、いくつかの特定項目の開示を強制すべき
(E) 事業セグメントの集約 ・ 事業セグメントの報告セグメントへの集約が不適切で、開示されている情報の価値が失われている ・ 集約のガイダンスの適用は実務上困難	事業セグメントを報告セグメントに集約する際の判断要件である「類似の経済的特徴」に関するガイドラインを提供し、定量的な閾値の再設定を検討すべき
(F) 個々のセグメントと調整項目の関連性 ・ 個々のセグメントと調整額の関連性が理解できない	セグメントごとに調整表を作成すべき

(*1) IFRS 第8号第28項では、次のような項目について報告セグメントと企業の財務諸表数値との間の調整表を作成することが求められています。

- (a) 報告セグメントの収益合計額から、企業の収益へ
- (b) 報告セグメントの純損益の測定値の合計額から、企業の税金費用（税金収益）及び非継続事業前の純損益へ
- (c) 報告セグメントの資産の合計額から、企業の資産へ
- (d) 報告セグメントの負債の合計額から、企業の負債へ
- (e) 開示する情報のうち重要性のある他のすべての項目について、報告セグメントの金額の合計額から、企業についての対応する金額へ

(2) IFRS 第8号に関する修正提案の概要

2013年7月に公表されたフィードバック・ステートメントでは、(1)フィードバック・ステートメントで取り上げられた論点の(図表1)に示した通り、6つの論点を取り上げられ、IASBによってこれらの論点に関する追加調査が行われることになりました。その後、IASB スタッフによるアウトリーチ活動等を経て、2015年5月のIASB 会議において、IFRS 第8号の修正案に関する仮決定が行われています。次の(図表2)は、フィードバック・ステートメントで取り上げられた各論点と、5月のIASB 会議で仮決定されたIFRS 第8号の修正案の内容もしくは各論点について検討された結果の顛末についてまとめたものです。

(図表2)フィードバック・ステートメントで取り上げられた論点とIFRS 第8号の修正案

論点	IFRS 第8号の修正案もしくは顛末
(A) CODM について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示間の整合性 マネジメントの視点に沿って事業セグメントが適切に識別されている場合、IFRS 第8号の適用により、投資者への説明、経営者による記述（MD&A）、および事業セグメントの開示の間で整合的な記述が促進される旨を強調するガイダンスを含める。この整合的な記述は、それぞれの形式の開示の情報価値を高めることになる。 ・ CODM の明確化 CODM には個人と委員会の両方が含まれることを説明するとともに、CODM は経営上の意思決定を行う機能であることを強調する。 ・ CODM の開示 企業の CODM の性質の開示を要求する。
(B) 調整表の 作成	修正は行わない（調整表の例を示すことは、型にはまった開示を招くだけ）。
(C) トレンド	・ 四半期情報の修正再表示

情報の有用性	IAS 第 34 号「期中財務報告」を修正し、企業が前年度に係るすべての修正再表示される期中比較対象期間を、再編後の最初の期中報告書の一部として表示することを要求する。 (3～5年の比較情報を開示する提案については、作成者の負担が重い等の理由から合意に至らなかった)
(D) 報告項目の比較可能性	・追加ガイダンスの提供 投資者にとって最も有用な情報の種類（非資金項目、非反復項目及び将来キャッシュ・フローに影響を与える他の表示項目に関する情報など）に関する追加的なガイダンスを設ける。 (マネジメントの視点に反するため、特定の項目に関する開示を強制することはしないこととなった)
(E) 事業セグメントの集約	・例示の拡充 基準の第 12 項に記載された類似する経済的特徴の例示の数を拡大する (*2)。
(F) 個々のセグメントと調整項目の関連性	・調整項目の配分の説明 調整項目及び配分しない項目の性質について、基準で現在要求されているよりも十分な説明を調整表において行う。

(*2) IFRS 第 8 号第 12 項では次の項目が「類似する経済的特徴」として列挙されています。

- (a) 製品及びサービスの性質
- (b) 生産過程の性質
- (c) 当該製品及びサービスの顧客の類型又は種類
- (d) 当該製品の配送又は当該サービスの提供のために使用する方法
- (e) 該当がある場合には、規制環境の性質（例えば、銀行、保険又は公益事業）

4. 今後の予定

2015年6月に開催されたIASB会議では、5月の会議における修正案の仮決定を受け、公開草案公表に向けてのデュープロセスのステップが確認されました。この会議において、公開草案公表に係る必要なステップすべてが完了したと結論付けられ、2015年第3四半期に公開草案の公表準備が進められることとされました。

なお、2015年6月30日現在のワークプランによれば、IFRS第8号の修正に関する公開草案について、2015年第4四半期中の公表が目標とされており、執筆日現在では年内に公表されることが見込まれています。